

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
株式会社ハッピーライクス 可児事業所
(就労継続支援 A 型) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ハッピーライクス（以下「事業者」という。）が設置する株式会社ハッピーライクス 可児事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型（以下「指定就労継続支援A型」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援A型（以下「就労継続支援A型」という）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な就労継続支援A型の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定就労継続支援A型の提供に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともにその知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援A型の提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号）に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、事業の実施をするものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定就労継続支援A型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 株式会社ハッピーライクス 可児事業所

(2) 所在地 岐阜県可児市西帷子字東野571

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（兼務職員サービス管理責任者）

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援A型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（兼務職員）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援Ａ型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援Ａ型の目標及びその達成の時期、指定就労継続支援Ａ型を提供する上での留意事項等（以下提供するサービスが指定就労継続支援Ａ型にあっては「就労継続支援Ａ型計画」という。）を記載した就労継続支援Ａ型計画の原案を作成すること。
 - (ウ) 就労継続支援Ａ型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援Ａ型計画を記載した書面（以下「就労継続支援Ａ型計画書」という。）を利用者に交付すること。
 - (エ) 就労継続支援Ａ型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、作成した就労継続支援Ａ型計画を記載した書面（以下「就労継続支援Ａ型計画書」という）を利用者に交付すること。
 - (オ) 就労継続支援Ａ型計画作成後、就労継続支援Ａ型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、就労継続支援Ａ型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援Ａ型計画を変更すること。
 - (カ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (キ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
 - (ク) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- ２ 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (１) 指定就労継続支援Ａ型
 - (ア) 職業指導員 ２．０名（常勤換算）
職業指導員は、利用者の社会的自立を目的として作業を通じて指導を行う。
 - (イ) 生活支援員 ２．０名（常勤換算）
生活支援員は、就労継続支援Ａ型計画に基づき定期的に利用者の支援を行う。
- （営業日及び営業時間）
- 第５条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援A型

(ア) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(但し、年末年始12月30日から1月3日までを除く。)

(イ) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

(労働時間 午前の部 8時15分～12時45分

午後の部 12時45分～17時15分

(ウ) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。(但し、年末年始12月30日から1月3日までを除く。)

(エ) サービス提供時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

指定就労継続支援A型 37名

(主たる対象者)

第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 指定就労移行支援

(ア) 身体障害者(18歳未満の者を除く。)

(イ) 知的障害者(18歳未満の者を除く。)

(ウ) 精神障害者(18歳未満の者を除く。)

(エ) 難病等対象者(18歳未満の者を除く。)

(2) 指定就労継続支援A型

(ア) 身体障害者(18歳未満の者を除く。)

(イ) 知的障害者(18歳未満の者を除く。)

(ウ) 精神障害者(18歳未満の者を除く。)

(エ) 難病等対象者(18歳未満の者を除く。)

(サービスの内容)

第8条 指定就労継続支援A型の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援A型

(ア) 就労継続支援A型計画の作成

(イ) 食事の提供

(ウ) 身体等の介護

(エ) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練

(オ) 雇用契約の締結による就労の機会の提供及び生産活動(冷凍豆腐梱包、揚げのきざみ加工・検品・梱包、冷凍厚揚げ検品・梱包、冷凍焼き豆腐検品・梱包)

(カ) 実習先企業等の紹介

(キ) 求職活動支援

- (ク) 職場定着支援
- (ケ) 生活相談
- (コ) 健康管理
- (サ) 訪問支援
- (シ) 送迎サービス
- (ス) 職場実習・施設外就労・施設外支援

事業所は、利用者が就労継続支援A型計画に沿って実習、施設外就労、施設外支援ができるよう、実習等の受入先の確保を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び盲学校・養護学校などの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた就職・実習の受入先の確保に努める。また、就労継続支援A型計画に沿って必要な施設外就労・施設外支援を行う。

- (1) 施設外就労においては、事業者は一般就労への移行を図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労に努める。
 - (2) 施設外就労は期間を定めないものとする。
 - (3) 施設外支援においては、事業者は求職活動、現場実習、障がい実習、障害者の実態に応じた多様な委託訓練等の施設外支援の実施に努める。
- 但し、施設外支援は年間で延べ180日を超えないものとする。

- (セ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(イ) から (シ) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援A型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援A型に通常要する額（特定費用を除く）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定就労継続支援A型に要した額（特定費用を除く）の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援A型に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定就労継続支援A型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については利用者から徴求するものとする

- (1) 指定就労継続支援A型

- (ア) 日用品費の実費

- (イ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 5 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 事業所における通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援A型

可児市・御嵩町・美濃加茂市・八百津町・坂祝町・川辺町・白川町・犬山市・東白川村・多治見市・土岐市・小牧市・大口町・扶桑町の全域とする。

(指定就労継続支援A型の雇用契約の締結等)

第11条 事業所は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が雇用契約に基づく就労が困難である場合は、事業者は、雇用契約を締結しないことが出来るものとする。

(賃金・工賃等の支払い)

第12条 指定就労継続支援A型の賃金・工賃等の支払いについては下記によるものとする。

(1) 指定就労継続支援A型

(ア) 事業所は、雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令等に基づき、賃金を支払うものとする。

(イ) 事業所は、前条第2項の規定により雇用契約を締結しない利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し別に定める工賃支払規定に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(ウ) 前項の場合においては、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 指定就労継続支援A型

(イ) 食事については休憩室内にて摂ること。

(ロ) 休憩時間は15分とする（別途 食事は45分間とする）

(ハ) 休暇を取得する場合は、前もって事業所に申し出ること。また、体調不良等により休暇を取得する場合は、必ず事業所に連絡すること。

(二) また、作業場を離れる場合は、必ず職員に連絡をすること

(木) 利用者は、飲酒・宗教活動や営利目的とした勧誘、暴力行使その他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第14条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第15条 現に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定就労移行支援等の提供により事故が発生した時は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定就労移行支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第17条 利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定就労移行支援等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は

当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 18 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 19 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- （2）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- （3）（1）及び（2）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続き）

第 20 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命又身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は止むを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に利用者及び代理者の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 21 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後 3 カ月以内
- （2）継続研修 年 1 回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する諸記録を整備し提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定就労移行支援等の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ハッピーライクスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、平成28年2月1日から施行する。

この規定は、平成29年1月4日から施行する。

この規定は、平成29年3月1日から施行する。

この規定は、平成29年7月1日から施行する。

この規定は、平成30年6月16日から施行する。

この規定は、令和3年6月16日から改定、施行する。

この規程は、令和3年10月1日から改定、施行する。

この規定は、令和4年8月1日から改定、施行する。